



芙蓉（ふよう）

原会計事務所だより



編集発行人
税理士・行政書士
ファイナンシャルプランナー
宅地建物取引士
ITコーディネーター

原 俊

本社 〒104-0032
東京都中央区八丁堀4-13-1
TEL:03-3552-5500㈹ FAX:03-3552-5400
市川支社 原行政書士事務所
〒272-0815 千葉県市川市北方1-16-6
TEL:047-333-6666㈹ FAX:047-333-8811
喫茶 相続相談カフェ
TEL:047-333-3344
安藤会計支社 〒273-0002
千葉県船橋市東船橋5-3-3
TEL:047-424-5566㈹ FAX:047-424-5744
E-mail info@harakaikei.com
URL http://www.harakaikei.com/

7月

(文月) JULY

18日・海の日

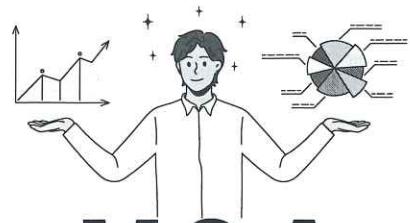
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

ワンポイント 消費税専門官の増設

国税庁では、消費税の虚偽の書類を作成し、架空の課税仕入れを計上する等による不正還付への対応に特化した「消費税専門官」を昨年から主要税務署に配置しています。今年7月からは、東京・大阪・名古屋国税局などの内部にも新設するほか、配置する税務署数の拡大や増員により体制強化を図っています。

7月の税務と労務

- 国 税／6月分源泉所得税の納付 7月11日
- 国 税／納期の特例を受けた源泉所得税（1月～6月分）の納付 7月11日
- 国 税／所得税予定納税額の減額承認申請 7月15日
- 国 税／所得税予定納税額第1期分の納付 8月1日
- 国 税／5月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）、11月決算法人の中間申告 8月1日
- 国 税／8月、11月、2月決算法人の消費税の中間申告（年3回の場合） 8月1日
- 地方税／固定資産税（都市計画税）第2期分の納付
市町村の条例で定める日
- 労 務／社会保険の報酬月額算定基礎届 7月11日
- 労 務／労働保険料（概算・確定）申告書の提出・（全期・1期分）の納付 7月11日
- 労 務／障害者・高齢者雇用状況報告 7月15日
- 労 務／労働者死傷病報告（4月～6月分） 8月1日



M&A 小規模買収

最近、「インターネットで会社を買って経営者になる!」というケースが活況です。いわゆる、小規模買収です。小規模の定義は決まってはいませんが、売上高が1億円未満の企業や事業の買収を指すことが多く、成約金額が300万円を下回ることも珍しいことではありません。会社を譲渡する側と買収する側をつなぐM&Aマッチングサイトも出現しており、M&A情報がネット上でやりとりされ、実際に多くの売買が成立しています。大企業の買収では、金融機関などの助言を受けて売り手の財務内容や法令順守体制を調査す

るため手数料が膨らみますが、個人が参加するインターネットでは、手続きを簡略化して手数料を抑えています。その反面、買収後に、たとえば従業員への賃金が未払いだつたことが発覚するなどの事例もあり注意が必要です。詳しく述べておきましょう。

一 M&Aの増加の背景

増加の理由は、「団塊の世代の経営者が引退の時期を大量に迎えているが後継者不足の企業が多いこと」、「2012年から始まつた金融緩和策により市場に資金が溢れ投資の一環としてM&Aを考える企業が増えたこと」の2点です。つまり、事業承継問題を解決するために会社を譲渡したい企業と、買収で会社を発展させたい企業の増加によるものです。

現在、年間約4000件行われているM&Aのうち中小企業が関係するものはおよそ7割で、政府もM&Aによる中小企業の生産性向上の実現を狙つております。2021年度は中小企業施策としてM&A税制を盛り込みました。こうした国の後押しで

さらにM&Aは浸透していくと思われます。

二 中小企業M&Aの進め方

中小企業がM&Aを進める一般的なプロセスを解説します。

ステップ①譲渡できる会社のか検討する

会社を譲渡する場合、「売れる会社」でなくしてはなりません。

売れる会社とは、財務体質が良好、成長余地のある業種、コンプライアンスを励行しているなどです。経営者が元気なうちは事業承継対策を後回しにしがちです。しかし、突然訪れる場合も想定していくつでも事業承継できる体制を整えておくことは経営者の大切な仕事です。売れる会社、すなわち、後継者が継ぐことが大切です。

以下の5つのポイントを長期スパンで取り組むことで後継者が見つかりやすく、つまり売れる会社になります。

ステップ②いくらで譲渡できるか算定する

どんな条件なら売れるのか、まずは「企業評価」から始めます。企業評価とは自社の価値算定のことです。中小企業のM&Aはほぼ「株式譲渡」の形態で行われます。株式譲渡を行う際に株価を算定するわけですが、これが

ておくこと

- (2) 個人と法人の資産区分…とえば、個人の土地の上に法人名義の建物がある場合は個人の土地を法人へ売却するなどを整理しておくこと
- (3) 株主の整理…所在不明の株主はいないか、株主が分散している場合は集約しておくこと
- (4) コンプライアンス順守体制…法令順守は基本であり会社法・労働法など法律に違反していないかチェックしておくこと
- (5) 組織の強化…万が一、社長に何かあっても会社が回る組織作りが必要で、幹部社員を育て日頃から情報共有し、ある程度の権限移譲も検討しておくこと

企業評価となります。M&Aによる株価算定の多くは「時価純資産額 + 営業権」方式が採られます。貸借対照表の純資産を時価に換算しそこに企業の収益力である営業権を加え企業価値を算定します。

純資産は企業評価時点での正味の財産で客觀性が高く、そこに企業の収益性を評価した営業権を加えることで譲渡側、買取側ともに納得しやすい評価になります。この企業評価の段階で多くの場合、M&Aアドバイザーといわれる支援会社と契約し委任します。経営者一人でまとめることは複雑なためです。

ステップ③相手先を選定しM&Aを打診する

M&Aアドバイザーが「企業概要書」を作成します。企業概要書は譲渡側の会社を紹介するためのプレゼンテーション資料です。

次に、買取候補者をリスト化してどの企業に譲渡を持ち掛けられるか、企業規模や資金力を勘案しながら20～30社のリストをつくり順次売り込みを始めます。

ステップ④トップ面談・条件交渉を行う

M&Aが譲渡前に情報が漏れると現在の業務に影響が出かねません。そこで、最も重要なのは、M&Aの交渉を始める前に買取候補者とM&Aアドバイザーの間で提供するすべての情報について秘密保持契約を締結します。

次に、企業概要書をもとに、なぜM&Aを検討したのか、企業の特徴、財務内容、買取候補者と一緒になつた際の相乗効果など詳細をM&Aアドバイザーから買取候補者に説明します。そこで、「トップ面談」を設定します。

ステップ⑤買収監査(デューデリジェンス)を実施する

トップ面談は交渉の場ではありません。具体的な金額などシビアな条件交渉はあくまでもM&Aアドバイザーが行い、トップ面談では経営者同士を知る交流の場です。特に中小企業の場合、会社は経営者自身を映し出します。資料ではわからなかります。資料ではわからなかります。買取後のトラブル回避のため注意が必要です。

ステップ⑥買収監査(デューデリジェンス)を実施する

買収監査とは、譲渡側の各種情報が正しいか否かを買取側の立場で確認する作業をいいます。例えば、回収できない売掛金が計上された場合は不良債権となりますが、従業員への残業代の未払いや買掛金の計上漏れといった簿外債務の有無なども調べます。買取後のトラブル回避のため注意が必要です。

ステップ⑦最終合意契約を締結する

買収監査が終わると最終調整する事項が明らかとなり、変更すべき事項が生じれば最終条件交渉を行います。

(原)

条件が整つたら基本合意契約の締結です。

基本合意契約は、ここまででの交渉において合意した内容でM&Aを進めるとの認識を一致させる仮契約です。法的拘束力はありませんが、書面作成し押印し証拠として残します。買取側は譲渡側に他の買取候補者と天秤にかけられないよう独占交渉権が付与され、善管注意義務、つまり重要な意思決定については買取側と相談する、ということが明記されます。

条件が整つたら基本合意契約の締結です。

M&Aを成長戦略の一つとしてとらえ、買取した会社をさらに成長させ、時期を見てまた譲渡するといった循環が生まれる日本におけるM&Aはますます拡大していくことでしょう。

当事務所も小規模M&A案件について積極的に関与する、環境(M&A業者、税理士会、商工会議所等)を整えていきますのでお気軽にご相談下さい。

交渉と交流を重ね、お互いに

税金クイズ

大正12(1923)年9月1日に発生した関東大震災に際し、税務当局は、被災者の救済の一環として税金を減免する措置を講じましたが、減免の対象とならなかった税金がありました。次のうちどの税金でしょうか。

- ① 法人の所得に対する第1種所得税
 - ② 個人の所得に対する第3種所得税
 - ③ 営業税（現在の事業税）

【解説】

関東大震災が起きた時期は、法人税法がまだ存在せず、所得税法の中で、法人の所得に対する第1種所得税、利子の支払に対する第2種所得税及び個人の所得に対する第3種所得税が別個に規定され、課税されました。

そのうち、当時の個人の所得に対する第

3種所得税は、前年以前の収入、経費を参考とした見込みの所得金額を基に課税する制度であったため、災害が発生した年分において災害による損害額を控除する仕組みではなく、住宅、家財の損害に係る現在の雑損控除のような規定もありませんでした。

また、営業税（現在の事業税）は、前年の外形標準に基づき年2回の納期に分けて賦課課税されていましたが、営業上大きな損失を被った納税者に対しては、第2期分を全免する、あるいは、それを超える損害を被った納税者に対しては、第1期分の税金を還付する必要がありました。

法人の所得に対する第1種所得税は、個人の所得に対する第3種所得税や営業税と異なり、事業年度ごとの純利益に対する課税でしたので、実質的に所得税法自体に損害額の控除が備わっているとして、特例の対象から外れました。

- 正解は、①の法人の所得に対する第1種所得税でした。

KEY WORD

KEYWORD 土地を相続で取得した場合の登録免許税の特例

近年、相続登記が済んでおらず、現在の所有者が分からぬ「所有者不明土地」の増加が、公共事業の推進等の様々な場面で円滑な事業実施に大きな支障を及ぼしています。

そのため、市町村の行政目的のため相続登記の促進を特に図る必要がある一定の土地については、「土地の所有権の保存登記」及び「相続による土地の移転登記」にかかる登録免許税（本則0.4%）を免税とする特例措置が設けられています。

この特例措置の適用期限が、令和4年度税制改正において、令和7年3月31日まで3年延長されました。

また、対象となる土地の範囲が全国の土地となるとともに、土地の価額の上限が10万円以下から100万円以下に拡大されています。

令和4年4月から、不妊治療が医療保険の適用対象とされました。

国の審議会（中央社会保険医療協議会）で審議された結果、関係学会のガイドラインなどでも有効性・安全性が確認された治療（人工授精・顕微授精等の生殖補助医療）については、保険適用されます。

窓口での負担額が保険診療の治療費の3割となり、また治療費が高額な場合の月額上限（高額療養費制度）もあります。